青森市職員グループウェア広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、青森市職員が行政事務で使用する職員端末上で稼働するグループウェアシステムに掲載する広告（以下「グループウェア広告」という。）に関し、青森市広告取扱要綱（平成１７年６月２８日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を下記により定めるものとする。

（広告の規格、数量及び掲載位置）

第２条　広告の規格および掲載位置については、次のとおりとする。

（１）掲載するシステム

グループウェアシステム

※電子掲示板、電子メール及びスケジュール管理等の機能を有する庁内情報共有ツール

（２）利用ユーザー

約２，０００名

（３）掲載位置

グループウェアシステムのトップポータル画面

（４）規格（広告画像）

サイズ　：１枠当たり縦３００ピクセル、横６００ピクセル

ファイル形式：JPEG、PNG、GIF

※入稿データは、上記を上回ることを許容するが、縦横比は１：２とする。

（５）規格（広告画像紐づきファイル）

※職員が広告画像をクリックし、ダウンロードすることにより閲覧可能となるファイル。広告掲載者の希望がある場合に限り、グループウェアシステムにリンク付けファイルを１つまで登録する。

ファイル形式：PDF、JPEG、PNG、GIF 等（上限１０MB）

（６）募集枠

４枠

※広告掲載者の決定後、決定した広告掲載者から順に広告枠を選択するものとする。

※広告枠の募集は市ホームページに掲載する。

（広告掲載料等）

第３条　広告掲載料は、広告画像紐づきファイルの登録有無にかかわらず、広告枠１枠当たり月額１０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

２　広告のデザイン等の作成に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

（広告の掲載期間）

第４条　広告の掲載期間は１か月を単位とし、１回の申込みにおいて、連続して掲載することができる期間は最大１２か月とする。
２　広告掲載期間中に市の都合により、グループウェアシステムの更新やメンテナンス等で、広告を閲覧することができない時間が生じたときであっても、掲載期間は延長しない。
３　広告掲載の開始日は当該広告を掲載する月の１日とし、掲載終了日は当該広告を掲載する月の末日とする。

（広告の申込み）
第５条　要綱第５条第１項の規定による広告掲載の申込みは、掲載希望月の前々月末日までに行うものとし、次に掲げる書類等の提出を受けるものとする。ただし、受付の順序に従って、第２条に規定する募集枠の範囲を満たす広告掲載の申し込みがあったときは、申込受付期間の満了前であっても受付を終了することができる。
（１）青森市職員グループウェア広告掲載申込書（様式第１号）
（２）版下原稿（紙媒体及び電子媒体）
（３）広告主の事業の概要がわかる書類
（４）税情報確認同意書又は納税証明書
（５）前４号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（掲載内容の審査等）
第６条　要綱第５条第２項の審査、決定及び通知は、総務部がこれを行う。
２　広告データが各種法令、要綱、本要領に違反している、あるいはそのおそれがあると判断した場合は、いつでも広告掲載者に対して広告画像の修正を求めることができるものとする。
３　要綱第５条第２項の通知は、青森市職員グループウェア広告掲載決定通知書（様式第２号）又は青森市職員グループウェア広告非掲載決定通知書（様式第３号）により行う。

（掲載料の納入等）
第７条　要綱第６条第１項の規定による料金の納入は、要綱第５条第２項の通知に同封する青森市納入通知書を用いて、指定期日までに指定の金融機関等で行うものとする。
２　前条第２項の広告画像の修正を求めたときは、修正が完了するまでの間、広告掲載を停止し、停止期間中の広告料は返還しない。
３　市がグループウェアシステムの利用を終了した場合は、要綱第６条第２項ただし書に該当すると認め、広告掲載者に通知の上で、広告掲載期間の残月数に応じた当該広告掲載に係る料金を還付するものとする。

（広告掲載の取消し）

第８条　要綱第７条第１項第３号の指示は、次の各号のいずれかに該当するときに当該各号に掲げる状態の解消することを求めて行うものとする。

（１）指定する期日までに広告掲載データの提出がないとき。

（２）指定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

（３）その他グループウェア広告掲載上、支障があると認めるとき。

（広告内容等の変更及び修正）

第９条　第６条第３項に基づき通知した広告期間中において、広告データの変更を希望する場合は、変更希望月の前月１０日までに電子メールにて総務部情報管理課まで送付し、電話による受信確認を行うこととする。広告データについて確認を行った後、各月１日に広告画像の変更を行うこととする。変更の希望がない場合は、前月の広告データを継続して掲載する。

附　則

（実施期日）

この要領は、令和７年１０月１日から実施する。

（実施期日）

この要領は、令和８年１０月２８日から実施する。